

介護事業所業務改善支援事業業務委託に関する  
質問書への回答について

No.	質問	回答
1	<p>提案書作成要領8提案書の内容(1) 提案書は、別添の所定の書式(様式5及び要領-2~8)に基づき作成するものとします。と記載がありますが、(様式5及び要領-2~8)に提案書を作成し、提出を前に、別添資料としてパワーポイント等のソフトを使用し提案書を作成し、提出しても良いでしょうか。</p>	<p>提案書作成要領10提案書の提出(2) その他アにありますとおり、所定の様式以外の書類については受理できません。ただし、提案書の該当部分に、他のツールで作成した内容を図で貼付することは差し支えありません。なお、パワーポイント等で作成した内容を提案書に図で貼付する際には、ロゴ等を含め社名を特定できる情報は記載しないでください。</p>
2	<p>提案書作成要領10 提案書の提出(1) 提案書の提出ア 提出物(ア)紙媒体:2部(正本1部、複写1部)について、片面印刷または両面印刷の指定、綴じ等の指定はありますでしょうか。</p>	<p>特に指定はありません。</p>
3	<p>提案書作成要領10 提案書の提出(1) 提案書の提出ア 提出物(イ)データ: 正本の内容を出力したCD-R(1枚)について、出力形式はPDF形式でもよろしいでしょうか。</p>	<p>特に指定はありませんので、PDF形式で構いません。</p>
4	<p>業務説明資料4業務改善の定義において「厚生労働省老健局「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」に基づき、次の①から⑤のないようについて実施するものをいう。」とありますが、ガイドライン内の改善手順の方向性(PDCA サイクル)に基づいたもので、①~⑤の内容を実施できるものであれば、使用ツールや詳細な進め方などは、ガイドライン内のもではなく、弊社独自の進め方で提案しても良いでしょうか。支援する事業所の現場職員の方に、より協力的に参加していただくための提案ができたかと考えております。</p>	<p>可能です。なお、本事業において取り組む業務改善の方法については業務説明資料5実施内容(1)エのとおりとなります。</p>